

第55期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 博多サンヒルズホテル
瑞雲A

決議事項 議案 剰余金処分の件

新型コロナウイルス対策のお願い

書面による事前の議決権行使を
いただき、ご来場をお控えいた
だきますようお願い申し上げます。

今回の株主総会につきましては、
お土産のご用意はございません。
あらかじめご了承くださいませ
ようお願い申し上げます。

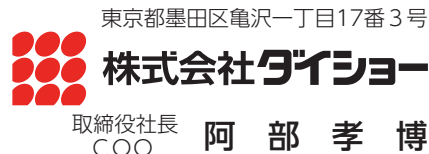
目次

株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	4
招集ご通知添付書類	
事業報告	5
計算書類	18
監査報告	27

議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

株 主 各 位



第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大が、収束の兆しを見せない状況が続いております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主の皆様のご安全を第一に考え、本株主総会につきましては、**極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで**に当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2021年6月29日（火曜日）午前10時**（受付開始 午前9時）
2. 場 所 福岡市博多区吉塚本町13番55号
博多サンヒルズホテル 瑞雲A
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第55期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項 議案 剰余金処分の件

以 上

-
1. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.daisho.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主様へのお願い

- ・感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。
そのため、入場者数を制限してご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご出席される株主の皆様におかれましては、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・今回の株主総会につきましては、お土産のご用意はございません。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daisho.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（4頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は次の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

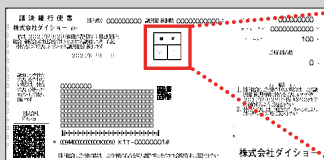
場所 博多サンヒルズホテル 瑞雲A
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席いただけない場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

賛成の場合 ➡ **「賛」** の欄に○印

否認する場合 ➡ **「否」** の欄に○印

※ 議案につきまして、賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金処分の件

当社の利益配分の基本方針は、収益に応じて株主の皆様へ安定的な利益配当を継続することを最重要政策としつつ、将来に向けての企業体質の強化や研究開発及び設備投資等に資するための内部留保を充実させることを基本としております。

第55期の期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開並びに財務状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、2020年12月に実施いたしました中間配当金（1株につき9円）を加えまして、当期の年間の配当金は1株につき18円となります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株式の種類	1株当たり金額	総額
普通株式	9円00銭	86,874,408円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 400,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 400,000,000円

以上

<添付書類> **事業報告** (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

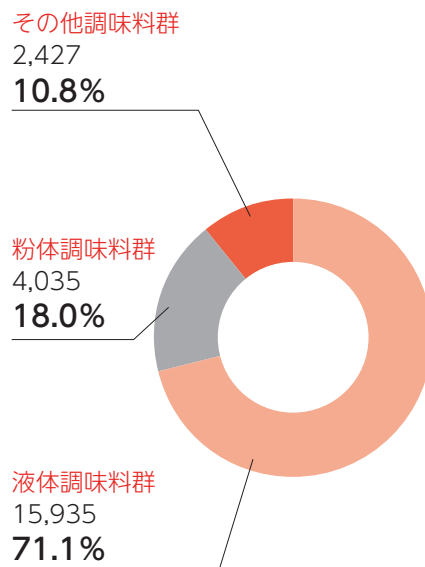
当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が大幅に制限されるなど、極めて厳しい状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、感染症拡大の影響による外出自粛の動きが広がり、巣ごもり消費の需要から生活必需品である食品の消費は拡大したものの、家計の先行き不透明感により、消費者の生活防衛意識や節約志向は一層高まる状況となりました。

このような状況のもと、当社は、2022年3月期までの中期経営計画に沿い、収益力の高い主力ロングセラー製品の拡販に注力する原点への回帰と、新時代における持続的成長を目指す事業活動を大きな柱とし、その実現に向けた重点施策に取り組み、業績の向上を目指してまいりました。

製品群別の概況は、以下のとおりであります。

製品群別売上構成比 (百万円)



製品群別売上高 (百万円)

製品群	期別	製品群別売上高 (百万円)	
		第54期 (前期/2020年3月期)	第55期 (当期/2021年3月期)
液体調味料群		14,815	15,935
粉体調味料群		3,937	4,035
その他調味料群		2,353	2,427
合 計		21,105	22,399

製品群別の概況

液体調味料群 売上高 159億35百万円（前期比107.6%）

液体調味料群においては、主力製品の販売に経営資源を集中させ一層の拡販に努めるなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家庭内での食事機会が拡大したこともあり、小売用製品が好調に推移いたしました。特に『秘伝 焼肉のたれ』、『博多もつ鍋スープ』、『キムチ鍋スープ』といった主力ロングセラー製品が、大きく売上を伸ばしました。鍋スープでは、通年製品化に注力すべく、製品面・販促面での方策を実施いたしました。製品面では、通常の鍋に比べ気温の影響を受けにくい「しゃぶしゃぶ」に着目した「しゃぶ鍋」関連製品9アイテムをあらたに投入し、ラインアップを大幅に拡充いたしました。また「夏鍋」をテーマとした販促プロモーションを展開し、夏野菜メニューやスタミナメニューを訴求するとともに、ウェブCMの展開やインスタグラム投稿キャンペーンを実施いたしました。商戦が本格化した秋冬期においては、12月の強い寒気による全国的な低気温もあり、鍋スープ類は主力製品を中心に大きく伸長し、『柑橘とり鍋スープ』などの新製品も好調に推移いたしました。さらに、2021年の春夏シーズンに向け、拡販及びブランド認知率向上を目的に、有名タレントを起用した焼肉のたれのウェブ広告・テレビCM・消費者キャンペーンなどのプロモーションを積極的に展開いたしました。業務用製品では、新規開拓への取り組みを継続するなか、内食市場の拡大の影響もあり、『アヒージョ風ソース』、『照焼ペッパーソース』などの精肉向けのソースが伸長いたしました。

粉体調味料群 売上高 40億35百万円（前期比102.5%）

粉体調味料群においては、『味・塩こしょう』シリーズが詰め替え用を中心に好調に推移し、リニューアルした『もちもちねぎチヂミの素』や、主力製品の『きのこがおいしい！アヒージョの素』などが家庭内消費の需要拡大を受け、大きく売上を伸ばしました。

その他調味料群 売上高 24億27百万円（前期比103.2%）

その他調味料群においては、新製品『ぱくぱくキャベツ用セット』が姉妹品の『レタスがおいしいパリ麺サラダ用セット』とともに売上を牽引し、あらたに『コバラにうれしい 5つの味のスープはるさめ』、『機能性表示食品 GABA配合スープはるさめ』を投入し、一層ラインアップを充実させた「スープはるさめ」類も好調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、223億99百万円（前期比106.1%）となりました。利益につきましては、原材料価格は想定範囲内で推移するなか、広告・販促企画活動といった後方支援への積極投資や、物流コストの上昇の影響を受けたものの、営業利益は7億98百万円（前期比143.9%）、経常利益は8億27百万円（前期比133.8%）、当期純利益は5億33百万円（前期比131.9%）となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

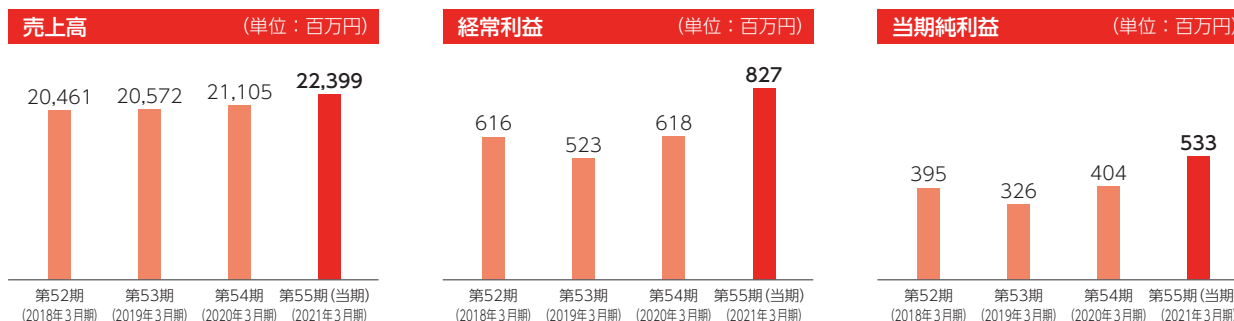
当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、7億79百万円となり、生産拡大に備えた生産設備の増設、更新並びに合理化投資であります。

これらの資金については、金融機関借入金及び自己資金にて対応しております。

3. 財産及び損益の状況

区 分	第52期 (2018年3月期)	第53期 (2019年3月期)	第54期 (2020年3月期)	第55期 (当期) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	20,461	20,572	21,105	22,399
経 常 利 益 (百万円)	616	523	618	827
当 期 純 利 益 (百万円)	395	326	404	533
1 株当たり当期純利益 (円)	41.02	33.82	41.92	55.27
総 資 産 (百万円)	13,973	13,669	14,209	15,115
純 資 産 (百万円)	7,808	7,936	8,188	8,574
1 株当たり純資産額 (円)	808.92	822.17	848.28	888.30

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。



4. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大と収束時期が見通せない状況で、かつて経験したことのない社会不安のなか、消費者の生活防衛意識・節約志向は今後一層高まると予想しております。食品業界においても、少子高齢化による国内市場の縮小、ネット販売市場の拡大などの流通の変化、消費者の価値観の多様化など、市場環境の変化はそのスピードを上げています。このような状況のなか、当社は以下の点を重要課題として捉え、継続的成長の実現と企業価値の向上を図ってまいります。

① 売上の継続的成長

- ・販売体制を再構築し、企画提案力の向上に取り組み、成長分野である業務用製品、即食向け製品の販売展開に注力してまいります。
- ・市場の変化を先取りし、付加価値と魅力ある製品開発に取り組み、販売力とコスト競争力の強化を図ってまいります。

② 食の安心・安全

- ・FSSC22000等の食品安全規格に則った生産を行うとともに、さらなる製品品質・衛生管理レベルの向上に取り組んでまいります。

③ 事業基盤の強化

- ・原材料調達、在庫管理、人員配置、生産計画、物流体制、販売・広告活動等、あらゆるコストについて生産性向上に取り組み、経営の効率化を進めてまいります。
- ・教育・人事諸制度の充実、職場環境の改善により、個々の社員の能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたる成長力、収益力のある企業体質を目指してまいります。
- ・SDGsを見据えた持続可能な社会と事業成長の両立の実現に向け、様々な取り組みを実行し、企業としての社会的責任に対する要請に応えてまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通しが立たない状況が続いております。当社は、引き続き厚生労働省の指針や当社の「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づく感染防止策を着実に実行し、感染拡大に対し万全を期すとともに、堅実に業績を確保できるよう努めてまいります。

5. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

焼肉のたれ、鍋スープ、ソース類等の液体調味料及び味・塩こしょう等の粉体調味料の製造販売並びにこれに付帯関連する一切の事業を営んでおります。

6. 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

	名 称	所在地
本 社	東京本社	東京都墨田区
	福岡本社	福岡市東区

	名 称	所在地
主 要 な 工 場	関東工場	茨城県小美玉市
	九州工場	福岡県糟屋郡
	福岡工場	福岡市東区
	福岡第二工場	福岡市東区

	名 称	所在地
主 要 な 営 業 所	福岡支店	福岡県糟屋郡
	筑後支店	福岡県筑後市
	鹿児島支店	鹿児島市
	沖縄支店	沖縄県宜野湾市
	広島支店	広島市安佐南区
	高松支店	高松市
	関西営業部	大阪府大東市
	名古屋支店	愛知県一宮市
	静岡支店	静岡市駿河区
	横浜支店	相模原市緑区
	埼玉支店	埼玉県上尾市
	仙台支店	仙台市宮城野区
札幌支店	札幌市東区	

7. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
705名	5名増	37.9歳	12.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は349名（最近1年間の平均人員）であります。

8. 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	83
株式会社西日本シティ銀行	41
株式会社みずほ銀行	41
株式会社伊予銀行	41

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,868,800株 (自己株式216,088株を含む)
3. 株主数 18,678名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社山田興産	2,442,800	25.30
一般財団法人金澤記念育英財団	1,488,000	15.41
松本賢子	853,283	8.83
ダイショー従業員持株会	268,493	2.78
松本洋助	206,000	2.13
株式会社西日本シティ銀行	180,000	1.86
松本俊一	96,172	0.99
株式会社福岡銀行	86,280	0.89
松本ひかる	75,172	0.77
東京海上日動火災保険株式会社	72,000	0.74

- (注) 1. 当社は自己株式216,088株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
松本洋助	代表取締役会長	CEO、一般財団法人金澤記念育英財団 理事長
阿部孝博	取締役社長	COO
中西昌至	専務取締役	営業本部長
坂田恵補	常務取締役	生産本部長
松本俊一	常務取締役	管理本部長
古田龍輔	取締役	関西国際大学 経営学部 教授
本郷伸介	取締役	本郷知財総合事務所 所長
牛塚良信	常勤監査役	
成清一郎	監査役	
馬場正宏	監査役	馬場正宏公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役本郷伸介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役成清一郎氏及び馬場正宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役成清一郎氏は、長年警察行政に携わり、各種のリスクマネジメントに関する幅広い知識と見識を有しております。
5. 監査役馬場正宏氏は、公認会計士の資格を有し、経理・財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では当社と社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

3. 取締役及び監査役の報酬等

① 役員区分ごとの報酬等の総額

区 分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の額 (百万円)			合 計 (百万円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	183 (1)	20 (0)	—	204 (1)
監 査 役 (うち社外取締役)	3 (2)	8 (4)	1 (0)	—	9 (4)
計 (うち社外役員)	10 (3)	192 (5)	21 (0)	—	213 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 基本報酬の額には当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額44百万円（取締役43百万円、監査役0百万円）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第44期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は1名）です。
また、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第40期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 上記業績連動報酬等は、当該年度の業績水準（経常利益）及び年度業績目標の達成度に基づき、各取締役の担当事業部門の業績及び重点施策の推進状況を反映した現金報酬とし、算出された支給額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標は、業績に関わる重要な経営指標（売上高、経常利益等）といたします。

② 取締役の個人別報酬等の決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図り、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別報酬等の決定方針を2021年2月2日開催の取締役会において決議いたしました。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、及び退職慰労金により構成し、支払うことといたします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し妥当な水準を決定するものといたします。

4. 社外役員に関する事項

① 他の法人との重要な兼職の状況及び当社と当該法人との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	本郷伸介	本郷知財総合事務所 所長	特別の関係はありません。
監査役	成清一郎	重要な兼職はありません。	特別の関係はありません。
監査役	馬場正宏	馬場正宏公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	本郷伸介	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席いたしました。主に弁理士としての専門的な知識・経験を活かし、当社の知的財産戦略や法令順守をはじめとする経営全般において助言を行っております。また、取締役会において、客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	成清一郎	当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会9回のすべてに出席し、長年警察行政に携わってきた経験・見地から発言を行っております。
監査役	馬場正宏	当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会9回のすべてに出席し、財務・会計の専門家としての経験を活かした発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬の額 | 24百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識に関する会計基準の適用準備に関する助言、指導業務及びサイバーセキュリティ対策強化に関する助言業務についての対価を支払っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では当社と会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針として「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その内容は下記のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び社員の職務執行は、「業務分掌規程」により各担当部署の業務分掌を明確化し、「組織管理規程」及び「職務権限決裁基準表」に基づき、各職位の責任と権限を定めており、この規程に則った運営で業務の効率性と法令、定款に適合した業務運営を行う。
 - イ. 当社はコンプライアンスの基本原則に基づいて制定した「ダイショー企業倫理 5つの視点」を順守する。
 - ウ. 監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、「内部監査規程」に基づき専任者を設け内部監査を実施する。
 - エ. 当社は、反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、別途定める「文書取扱規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。
 - イ. 保存及び管理されている文書等は、取締役並びに監査役がいつでも閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役及び社員は、当社の損害を防止するため、別途定める「危機管理規程」、「コンプライアンス規程」、「内部情報管理及び内部取引防止規程」及び「民事暴力対策規程」等に従い業務運営を行う。
 - イ. 危機が発生した場合は、必要に応じて対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会は経営に関する重要事項の決定並びに各取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - イ. 職務執行の効率化のため、「組織管理規程」、「稟議規程」の整備・運用により、役割・責任を明確にし、権限委譲を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、協議のうえ、補助使用人を配置するものとする。
 - イ. 要請を受け配置する場合の補助使用人は、その属する組織が取締役の下にある場合でも、独立性確保のため監査役補助職務の専任とし、その補助使用人の人事異動・評価等は予め監査役に相談し、これを決定する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役（会）に報告するための体制その他監査役（会）への報告に関する体制
- ア. 取締役及び社員は、法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った場合、「内部通報規程」に則り速やかに報告・相談し、通報責任者は、その報告・相談事項について重要と判断した場合には監査役に報告する。
 - イ. 取締役及び社員は、監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明をすることとする。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、各部門等で開催される各種会議にいつでも出席できる。
 - イ. 監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、相互補完、相互牽制の立場に立って効率的な監査が実施できる体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の「内部統制システム構築の基本方針」及び関係諸規程に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。また、内部監査部門による定期的な業務監査等の実施を通じて、法令、定款及び関係諸規程の順守状況を確認し、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用を図っております。

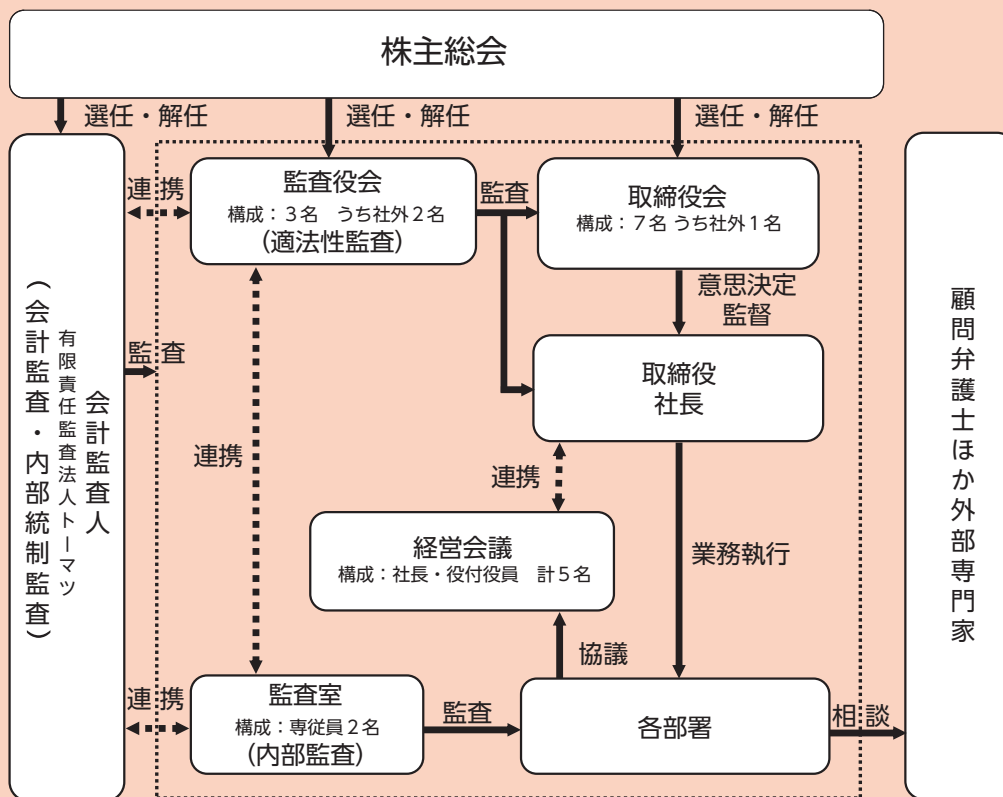
3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

- ① 基本的な考え方
- 反社会的勢力の排除は、企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも必須のことであり、反社会的勢力からの不当要求等には決して応じない。
- ② 整備状況
- ア. 「行動規範」に反社会的勢力排除を規定し、社内外に徹底を図っている。
 - イ. さらに「危機管理規程」の中で、反社会的勢力からの不当要求をリスクと捉え、組織として対

応する旨規定し、また、別途規定する「民事暴力対策規程」に基づきそのような団体等からの不当要求に対処することとしている。

- ウ. 反社会的勢力の排除に向け、他企業との情報共有化及び警察との協調関係構築のため、「福岡県企業防衛対策協議会」に参加し、地域企業及び福岡県警察本部と交流、情報交換を図っている。
- エ. 反社会的勢力からの不当要求等に対し担当部署は総務人事部とし、全部門からの情報は総務人事部に集約され、総務人事部が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で事態に対処することとしている。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,839	流動負債	4,605
現金及び預金	2,645	買掛金	1,777
受取手形	22	1年内返済予定の長期借入金	166
売掛金	2,764	リース債務	211
商品及び製品	957	未払金	1,486
原材料	346	未払費用	137
前払費用	45	未払法人税等	301
その他	74	未払消費税等	30
貸倒引当金	△17	預り金	37
固定資産	8,275	賞与引当金	437
有形固定資産	6,908	役員賞与引当金	21
建物	1,977	固定負債	1,935
構築物	430	長期借入金	42
機械及び装置	822	リース債務	744
車両運搬具	5	退職給付引当金	464
工具器具備品	29	役員退職慰労引当金	648
土地	2,677	その他	35
リース資産	783	負債合計	6,540
建設仮勘定	182	純資産の部	
無形固定資産	147	株主資本	8,490
ソフトウェア	73	資本金	870
リース資産	71	資本剰余金	379
その他	2	資本準備金	379
投資その他の資産	1,219	利益剰余金	7,354
投資有価証券	259	利益準備金	90
長期前払費用	1	その他利益剰余金	7,263
繰延税金資産	585	別途積立金	6,550
敷金保証金	234	繰越利益剰余金	713
その他	143	自己株式	△114
貸倒引当金	△5	評価・換算差額等	84
資産合計	15,115	その他有価証券評価差額金	84
		純資産合計	8,574
		負債及び純資産合計	15,115

損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		22,399
売上原価		12,877
売上総利益		9,522
販売費及び一般管理費		8,723
営業利益		798
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2	
不動産賃貸料	7	
受取保険金	17	
助成金収入	5	
その他	10	43
営業外費用		
支払利息	13	
その他	0	14
經常利益		827
特別利益		
補助金収入	36	36
特別損失		
固定資産除売却損	6	
固定資産圧縮損	36	42
税引前当期純利益		821
法人税、住民税及び事業税	343	
法人税等調整額	△55	287
当期純利益		533

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	870	379	90	6,350	554	6,994
当期変動額						
別途積立金の積立				200	△200	－
剰余金の配当					△173	△173
当期純利益					533	533
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	200	159	359
当期末残高	870	379	90	6,550	713	7,354

項 目	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△114	8,130	57	8,188
当期変動額				
別途積立金の積立		－		－
剰余金の配当		△173		△173
当期純利益		533		533
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			26	26
当期変動額合計	－	359	26	386
当期末残高	△114	8,490	84	8,574

個別注記表

1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの …… 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品、原材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞 与 引 当 金 …… 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金 …… 役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - イ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,386百万円
- (2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は86百万円であり、その内訳は、建物27百万円、構築物9百万円、機械及び装置50百万円であります。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
普通株式（株）	9,868,800	9,868,800

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首残高	当事業年度末残高
普通株式（株）	216,088	216,088

- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	86	9.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月4日 取締役会	普通株式	86	9.00	2020年9月30日	2020年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	86	9.00	2021年3月31日	2021年6月30日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	197百万円
退職給付引当金	160
賞与引当金	133
その他	140
繰延税金資産小計	631
評価性引当額	△15
繰延税金資産合計	616
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△30
繰延税金負債合計	△30
繰延税金資産の純額	585

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、その全てが一年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	2,645	2,645	－
(2) 受取手形	22	22	－
(3) 売掛金	2,764	2,764	－
(4) 投資有価証券	259	259	－
(5) 買掛金	(1,777)	(1,777)	－
(6) 未払金	(1,486)	(1,486)	－
(7) 長期借入金	(208)	(208)	0
(8) リース債務	(955)	(976)	20

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、及び(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	144	259	115
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
合計		144	259	115

(5)買掛金、及び(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	888円30銭
1株当たり当期純利益	55円27銭

7. その他の注記

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、確定給付型の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	555百万円
勤務費用	44
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	15
退職給付の支払額	<u>△21</u>
退職給付債務の期末残高	598

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	87百万円
期待運用収益	1
数理計算上の差異の発生額	19
年金資産の期末残高	<u>108</u>

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	598百万円
年金資産	<u>△108</u>
未積立退職給付債務	489
未認識数理計算上の差異	<u>△25</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>464</u>
退職給付引当金	464
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>464</u>

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	44百万円
利息費用	4
期待運用収益	△1
数理計算上の差異の費用処理額	<u>2</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>50</u>

⑤ 年金資産に関する事項

ア. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりであります。

株式	85百万円
現金及び預金	22
その他	1
合計	<u>108</u>

(注) 年金資産はすべて企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

イ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
長期期待運用収益率	1.5%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、92百万円でありました。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社ダイショー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 秀敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイショーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社ダイショー 監査役会

常勤監査役 牛塚良信 ㊞
社外監査役 成清一郎 ㊞
社外監査役 馬場正宏 ㊞

以上

メ モ

定時株主総会会場ご案内図

会場

博多サンヒルズホテル 瑞雲A

福岡市博多区吉塚本町13番55号 TEL 092-631-3331

お願い

当日は駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮願います。

交通

電車でお越しの方

JR吉塚駅から徒歩3分

地下鉄馬出九大病院前駅から
徒歩7分

バスでお越しの方

西鉄バス

吉塚営業所となり



博多サンヒルズホテル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。